

告 発 状

東京地方検察庁 特捜部直告班
ご担当者 殿

平成23年7月8日

告発人 明石 昇二郎 印

同 広瀬 隆 印

当事者の表示

別紙「当事者目録」記載のとおり

第1 告発の趣旨

被告発人らの下記所為は、刑法第211条（業務上過失致死傷罪）に該当すると思料されるので、徹底捜査の上、厳重に処罰されたい。

第2 告発の原因

1. 当事者

(1) 東京電力株式会社（被告発人1、2及び15）

被告発人1である東京電力株式会社（以下「東電」という）を代表する代表取締役会長は、勝俣恒久（以下「勝俣」という）である。

また、以下に記す「福島第1原子力発電所事故」発生時、勝俣とともに東電を代表する立場にあったのが被告発人2の前代表取締役社長 清水正孝である。

加えて、以下に記す「福島第1原子力発電所事故」発生時、東電の代表取締役副社長であり原子力・立地本部長の職にあったのが被告発人15の武藤栄である。

東電は、東京都千代田区内幸町1丁目1番3号に本店を置き、電気事業等を営む株式会社であり、昭和46年3月より福島第1原子力発電所1号機を稼働させている事業者である。

(2) 国（原子力安全委員会、被告発人3ないし7及び13）

被告発人3である原子力安全委員会（以下「安全委」という）を代表する委員長は、班目春樹（以下「班目」という）である。安全委は、原子力安全・保安院による安全審査等を精査・検証し、専門家の立場から、科学的合理性に基づいて、安全確保のための基本的考え方を示し、改善・是正すべき点については提

言や勧告を行なうことによって、行政機関や事業者を指導する国の機関である。

被告発人4である久木田豊は、原子力熱工学を専門とする科学者である。東京大学大学院工学系研究科博士課程修了後、日本原子力研究所東海研究所安全性試験研究センター原子炉安全工学部熱水力安全研究室長、名古屋大学大学院工学研究科教授などを経て、平成21年4月より原子力安全委員会委員の職にある（常勤）。

被告発人5である久住静代は、放射線影響学を専門とする医学者である。広島大学医学部医学科を卒業後、日米共同研究機関・放射線影響研究所臨床研究部副部長、広島大学原爆放射能医学研究所非常勤講師、(財)放射線影響協会放射線疫学調査センター審議役などを経て、平成16年4月より原子力安全委員会委員の職にある（常勤）。

被告発人6である小山田修は、東京大学大学院工学系研究科修士課程修了後、(株)日立製作所技師長、(独)日本原子力研究開発機構原子力基礎工学研究部門長、(独)日本原子力研究開発機構原子力科学研究所所長などを経て、平成21年4月より原子力安全委員会委員の職にある（常勤）。

被告発人7である代谷誠治は、京都大学大学院工学研究科博士課程単位取得退学後、京都大学原子炉実験所教授、京都大学大学院エネルギー科学研究科教授（兼任）、京都大学原子炉実験所所長などを経て、平成22年4月より原子力安全委員会委員の職にある（常勤）。

被告発人4ないし7は、班目とともに安全委において提言や勧告を行なう職務に就いている。

また、被告発人13である鈴木篤之は前原子力安全委員会委員長であり、現在は日本原子力研究開発機構理事長の職にある。被告発人3ないし7及び13はともに科学者として、東電が保有する福島第1原子力発電所の耐震設計等の安全審査に当たってきた。

(3) 国（原子力安全・保安院、被告発人8）

被告発人8である原子力安全・保安院（以下「保安院」という）を代表する院長は、寺坂信昭である。保安院は、原子力をはじめとする各分野のエネルギー施設や産業活動の安全確保を使命とする国の機関である。

(4) 国（原子力安全・保安院専門委員、被告発人9ないし11）

被告発人9である瀨瀬一起・東京大学地震研究所教授は、国の原子力安全・保安院の所管の下に設置される総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ（以下「WG」という）の主査である。

また、被告発人10である衣笠善博・東京工業大学名誉教授（以下「衣笠」という）と被告発人11である岡村行信・産業技術総合研究所活断層・地震研究センター長（以下「岡村」という）は、ともに同WGの委員である。被告発人9ないし11はともに科学者として、東電が保有する福島第1原子力発電所

の耐震設計等の安全審査に当たってきた。

(5) 国（原子力委員会、被告発人12）

被告発人12である原子力委員会（以下「原子力委」という）を代表する委員長は、近藤駿介である。原子力委は、1）原子力研究、開発及び利用の基本方針を策定すること、2）原子力関係経費の配分計画を策定すること、3）原子炉等規制法に規定する許可基準の適用について所管大臣に意見を述べること、4）関係行政機関の原子力の研究、開発及び利用に関する事務を調整すること等について企画し、審議し、決定することを所掌する国の機関である。

(6) 東京電力監査役

被告発人14である東京電力監査役は、小宮山宏（以下「小宮山」という）である。元東京大学総長の小宮山は、東電が進める原子力発電を擁護する立場を取り、以下に述べる福島第1原子力発電所1号機～4号機の事故に際しても、東電を監査する立場にありながら「関係者の刑事責任を問わない、という免責制度を新たに導入してもいい」（『朝日新聞』2011年4月1日付朝刊、書証7参照）等の、自らが置かれている立場を忘れたかのような発言をしてきた。

2. 事故の発生

被告発人らは、平成23年3月11日、東電が保有する福島第1原子力発電所1号機～4号機で、安全対策の不備から多量の放射性物質の放出を伴う重大事故（以下「本件事故」という）を発生させた。

本件事故によって福島第1原子力発電所の1号機～3号機が炉心溶融（メルトダウン）し、1号機と3号機、4号機では原子炉建屋の屋根を破損する水素爆発が発生し、これまでに77京（ 77×10^{16} ）ベクレルに及ぶ大量の放射性物質を環境中に放出させた。また、この「77京ベクレルの放射性物質の環境への漏洩」という事実は、本件事故発生から約3カ月後の同年6月6日まで公表されなかった。

本件事故は、告発時の平成23年7月8日現在もなお、収束しておらず、環境中に放射性物質を放出し続けている。

3. 被害の発生

77京ベクレルという大量の放射性物質を放出させて、10万人以上に上る原子力発電所近隣の福島県民を被曝させ、避難民にし、かつ原子力発電所から半径30キロメートル圏外の飯舘村、福島市、郡山市等に暮らす多数の人たちまでを大量の被曝に晒した。今後、こうした被曝者の中から、甲状腺がん等の健康被害が発生する可能性が極めて大きい。

さらに、直接的かつ既に発生している被害としては、福島第1原子力発電所の南西約4キロにある双葉病院（福島県大熊町）の入院患者らを重度の被曝に晒し、さらなる被曝を避けるべく実施された緊急避難等により、患者ら約

440人中45人以上を死亡させている。

また、被告発人らが本件大事故さえ発生させなければ、東日本大震災による津波被害に襲われた岩手県や宮城県などの他地域と同様に、福島第1原子力発電所の近隣でも命を救われた被災者も多かったと思われ、原子力発電所の重大事故が大震災直後の救援活動を事実上阻み、被害を拡大させたものである。

同原子力発電所の半径20キロメートル圏内を多量の放射性物質で汚染し、4月22日午前0時をもって同20キロメートル圏内の立ち入りが禁止されたため、膨大な数の住民が安全に暮らすことのできない地域にしてしまったことに加え、同圏内にあった企業や、農業、酪農業、漁業などの地元産業全般の経済活動を停止に追い込み、事業を廃業させ、または存亡の危機に陥れたものである。

4. 被告発人らの過失

今回福島第1原発で発生した全電源喪失（ステーションブラックアウト）事故や炉心溶融（メルトダウン）事故の危険性とそれへの対策の重要性は、2007年2月に静岡地方裁判所で行なわれた「浜岡原発運転差し止め裁判」の機会等で研究者などにより再三指摘されてきた。日本でも原子力発電所の重大事故は起こりうるので、そのための対策が重要だとの指摘は裁判やマスコミ報道などを通じて繰り返されてきたのが事実である。

被告発人である保安院は、原子力施設の安全確保を使命とする国の機関であり、原子力発電所を安全に運転させるために発電所の運転停止命令等、多大な権限を持つ機関であることから、適切に権限を行使し、十分な安全策を備えていない原子力発電所については運転を一時停止させ、必要な措置を講じさせる義務と責任を負っていた。にもかかわらず、保安院の所管するWG等で福島第1原子力発電所を襲う津波の危険が委員から指摘されていながら（証拠書証3『原発崩壊 想定されていた福島原発事故』25ページ以降参照のこと）、その対策を講じさせなかった。また、被告発人11である岡村は、福島第1原子力発電所を襲う津波の危険を知らながら保安院や東電を説得できずにそのまま未対策状態を放置し、WG委員の任務を放棄した。加えて、被告発人10である衣笠もまた、「海底活断層研究の権威」を自任しながら未対策状態を放置し、WG委員の任務を放棄した。

被告発人である安全委は、保安院の安全審査をさらにチェック（ダブルチェック）し、適切に権限を行使し、十分な安全策を備えていない原子力発電所については必要な措置を講じさせる義務と責任を負っていた。しかしながら、先に掲げた「浜岡原発運転差し止め裁判」の際、現在安全委委員長の高重忠雄にある被告発人3である班目春樹は、「東海地震のときに、再循環系が複数同時に破断する、ほかの緊急炉心冷却系が同時破断するとか、考えるべきでは？」との質問に対し、「地震が起こった時に破断することまで考える必要はないと思いま

す」と証言し、事故防止のために万全な措置を講じるよう安全委として指示しなければならぬにもかかわらず、この任務を放棄した。

被告発人1、2及び15である東電は、原子力発電所を運営する電気事業者として、重大な原子力発電所事故が一旦発生すれば全く制御不能に陥り、多数の一般住民を被曝の危険に晒すことを承知しているにもかかわらず、そうした事態を避けるために万全の措置を講じなければならなかったところ、これを怠った。東電に至っては、科学的根拠の全くない「安全神話」「5重の壁」等を論拠に原子力発電所の安全性をことあるごとに触れ回り、あろうことかその危険性を指摘する学者やジャーナリスト、市民らに対して不当な攻撃をし続けてきた。その結果、今回の「東日本大震災」による地震と津波によって全電源喪失に至り、我が国史上類を見ないほどの甚大な被害をもたらした、極めて悪質である。

第3 告発に至る事情

これまで述べてきたような甚大な本件事故と被害を引き起こしていながら、被告発人である保安院も安全委も東電も、保安院の所管するWG等で福島第1原子力発電所を襲う津波の危険が委員から事前に指摘されていた事実や、その上でこの指摘を無視し、対策を講じなかった事実が、告発人明石の著書『原発崩壊 想定されていた福島原発事故』（証拠書証3）等ですでに指摘されている。福島第1原子力発電所が津波で被災する可能性は、実際に津波等で被災する3年前の2007年までには科学者の研究結果等によって指摘されていたのである。

にもかかわらず、被告発人らは、地震と津波は「想定外」だったとして全く反省もしていない。

しかも、加害者である被告発人らがすべての情報を独占しつつ、本件事故の収束作業に当たっているため、被告発人らが証拠隠滅を図る恐れが大である。

以上の次第で、東京地検においては、いまだ事故が収束していない最中ではあるが、必要な証拠を保全し、公正な処罰が行なわれるよう、直ちに捜査に着手するよう促すために、敢えて本告発をするに至った。

以 上

立証方法

- 1 告発人明石昇二郎、同広瀬隆の共著書『原発の闇を暴く』（集英社刊。2011年7月発行）
- 2 原子力発電所で発生する過酷事故の危険性を指摘してきた告発人明石昇二

- 郎の著書『原発崩壊 誰も想定したくないその日』（金曜日刊。2007年11月発行）
- 3 告発人明石昇二郎の著書『原発崩壊 想定されていた福島原発事故』（金曜日刊。2011年4月発行。証拠書証2の増補版）
 - 4 大地震によって原発で大事故が発生する危険性を論証した告発人広瀬隆の著書『原子炉時限爆弾 大地震におびえる日本列島』（ダイヤモンド社刊。2010年8月発行）
 - 5 福島第1原発事故が起こった原因とその経過を記した告発人広瀬隆の著書『福島原発メルトダウン』（朝日新聞出版朝日新書。2011年5月発行）
 - 6 被曝を避けるべく実施された緊急避難等により、病院の入院患者ら多数が死亡した事実を報じた5月7日付『朝日新聞』及び4月26日付『毎日新聞』記事
 - 7 被告発人14である東京電力監査役・小宮山宏の発言を報じた4月1日付『朝日新聞』記事
 - 8 告発人 明石昇二郎 陳述書
 - 9 告発人 広瀬隆 陳述書
 - 10 別冊宝島『原発の深い闇』（2011年7月14日発売号）

添付書類

前記書証 各1通

当事者目録

告発人	氏名	明石 昇二郎
	住所	
	職業	文筆業
	生年月日	
	電話	
告発人	氏名	広瀬 隆
	住所	
	職業	文筆業
	生年月日	
	電話	
被告発人 1	氏名	東京電力株式会社 代表取締役 会長 勝俣 恒久
	住所	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
	電話	03-6373-1111 (会社代表)
被告発人 2	氏名	東京電力株式会社 前代表取締役 社長 清水 正孝
	住所	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
	電話	03-6373-1111 (会社代表)
(以下、住所など省略)		
被告発人 3	氏名	班目 春樹
	職業	原子力安全委員長
同 4	氏名	久木田 豊
	職業	原子力安全委員長代理
同 5	氏名	久住 静代
	職業	原子力安全委員
同 6	氏名	小山田 修
	職業	原子力安全委員
同 7	氏名	代谷 誠治

同	8	職 氏	業 名	原子力安全委員 寺坂 信昭
同	9	職 氏	業 名	原子力安全・保安院長 瀨瀨 一起
同	10	職 氏	業 名	東京大学地震研究所教授 (総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会 耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・ 地盤合同WG主査)
同	11	職 氏	業 名	衣笠 善博 東京工業大学名誉教授 (地震・津波、地質・地盤合同WG委員)
同	12	職 氏	業 名	岡村 行信 産業技術総合研究所活断層・地震研究センター長 (地震・津波、地質・地盤合同WG委員)
同	13	職 氏	業 名	近藤 駿介 原子力委員会委員長
同	14	職 氏	業 名	鈴木 篤之 前原子力安全委員会委員長 (現・日本原子力研究開発機構理事長)
同	15	職 氏	業 名	小宮山 宏 東京電力監査役 (元・東京大学総長)
同	15	職 氏	業 名	武藤 栄 東京電力代表取締役副社長 (原子力・立地本部長)